

施行日

令和8年1月1日

舞鶴市火災予防条例が改正されました！

林野火災の予防を目的に 新たに『林野火災注意報』が 追加されます！

たき火など火災とまぎわらしい煙や火炎を発生する行為を行う場合には消防署への届出^(※)が必要です。

※ この届出は、火災予防上危険な行為の把握や誤報等による消防活動への支障を防止するため行っていただくもので、行為そのものを許可、承認するものではありません。

舞鶴市消防本部から
重要なお知らせ

林野火災注意報

発令基準 前3日間の合計降水量が1mm以下
+
乾燥注意報が発表

火の使用制限 努力義務^(※)

対象地域 市内全域

罰則 なし

適用法令 舞鶴市火災予防条例第29条の8



林野火災警報

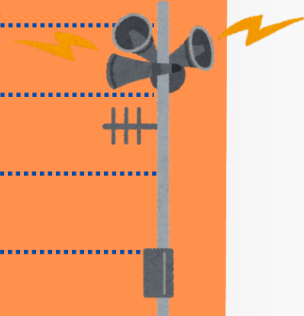
発令基準 林野火災注意報の発令基準
+
強風注意報が発表

火の使用制限 制限あり^(※)

対象地域 市内全域

罰則 あり

適用法令 消防法第22条



・林野火災警報とは...
消防法第22条に定める火災に関する警報のうち、
林野火災の予防を目的としたものです。

※ 次のような行為に対して火の使用が制限されます。

- ① 山林、原野における火入れ
- ② 煙火（手持ち花火なども含みます。）の消費
- ③ 屋外での火遊びやたき火
- ④ 屋外における引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近での喫煙
- ⑤ 山林、原野の場所での喫煙
- ⑥ 残火（たばこの吸殻を含みます。）、取灰又は火の粉の処理

⚠️注意⚠️ 火の使用制限に違反した場合には罰則の適用があります。

▶ 30万円以下の罰金又は拘留（消防法第44条）

お問い合わせ

舞鶴市消防本部 予防課 ☎0773-66-1191【受付】平日8:30～16:30
 舞鶴市東消防署 予防係 ☎0773-65-0119【受付】平日8:30～17:15
 舞鶴市西消防署 予防係 ☎0773-77-0119【受付】平日8:30～17:15

詳しくはコチラ/

